

第8章 農村振興局

第1節 東日本大震災からの復旧・復興

1 農地・農業用施設等の被害状況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に15県における農地・農業用施設等に、被害額8,414億円という過去の災害をはるかに上回る未曾有の被害をもたらした。

地震により発生した津波により、太平洋沿岸6県(青森・岩手・宮城・福島・茨城・千葉)においては、約2万4千haの農地が冠水し、広域にわたりがれき堆積や塩害などの被害が発生した。また、農業用施設では、ほとんどの排水機場の機能が停止、海岸保全施設についても海岸堤防の全半壊等の被害が発生した。

さらに、内陸部も含め、広範囲の農地・農業用施設等において、地盤沈下や液状化による被害が発生した。特に、農業用パイプラインは、茨城県や千葉県を中心に、液状化等により数多く損壊した。

2 農地・農業用施設等の復旧・復興に向けた取組

(1) 平成25年度までの取組

東日本大震災に係る津波による災害に対処し、早期営農再開を図るため、平成23年5月2日には「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律(土地改良法特例法)」が、同年4月29日には「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(震災復旧代行法)」が成立・施行された。

また、同年8月26日には、農地の復旧スケジュール等を明確化すべく、「農業・農村の復興マスタープラン」を策定し、その後、被災自治体での復旧・復興に向けた計画づくり等の取組の進展を踏まえ、営農再開可能面積の見通し等について概ね1年毎に見直しを図ってきた。

被災した農地や農業用施設等については、災害復旧

事業等を活用して応急対策や本格復旧、除塩事業及び農地周りの施設の補修等に共同で取り組むなどの対策を推進した。

農林水産省は、地震被災地域6地区(迫川上流・荒砥沢ダム、迫川上流、河南、白河矢吹、阿武隈川上流、芳賀台地)、津波被災地域6地区(定川、仙台東、名取川、亘理山元、亘理・山元農地海岸、南相馬)、避難指示区域内1地区(請戸川)について国の直轄事業として復旧を進め、地震被災地域6地区について平成24年度内に復旧工事を完了した。

さらに、復旧の先の復興を見据えた取組として、岩手県、宮城県、福島県においては、直轄事業(仙台東地区)や東日本大震災復興交付金事業を活用し、農地の大区画化等を推進してきた。

(2) 平成26年度における取組

「農業・農村の復興マスタープラン」について、平成26年6月20日に、被災自治体での復旧・復興に向けた計画づくり等の取組の進展を踏まえ、営農再開可能面積の見通し等について見直しを行った。

農林水産省は、津波被災地域6地区(定川、仙台東、名取川、亘理山元、亘理・山元農地海岸、南相馬)、避難指示区域内1地区(請戸川)について国の直轄事業として復旧を進め、定川地区について平成26年度内に復旧工事を完了した。

さらに、復旧の先の復興を見据えた取組として、岩手県、宮城県、福島県においては、直轄事業(仙台東地区)や東日本大震災復興交付金事業を活用し、農地の大区画化等を約9千ha(平成26年12月時点)で計画し、順次着手している。

これらの措置等により、平成26年度までに津波被災農地の約70%で営農再開が可能となり、「農業・農村の復興マスタープラン」の目標をおおむね達成した。

3 その他の取組

(1) 東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業

東日本大震災により一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る負担金の償還利息に相当する額を土地改良区等に対して支援した。

平成26年度予算額 41百万円

(2) 被災土地改良区復興支援事業

被災農家の負担を軽減しつつ、農地や土地改良施設の復旧・復興に併せた土地改良区の業務運営体制の再構築を図り、早期の営農再開と効率的な施設管理を確保するため、被災した土地改良区の業務運営の維持に必要な資金の借入れに対する利子助成（無利子化）及び業務書類・機器等の復旧に対する支援を行った。

平成26年度予算額 69百万円

(3) 農地・水保全管理支払交付金

農地・水保全管理支払交付金の枠組を活用し、東日本大震災の影響により破損や機能低下等を生じた農地周りの施設の補修等に取り組み集落を支援した。

平成26年度予算額 60百万円

(4) 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

避難先等において被災農家等が荒廃農地を再生した農地で営農活動を再開するまでの一連の取組に対し支援を実施した。

平成26年度予算額 225百万円

(5) 農山漁村被災者受入円滑化支援事業

避難生活を余儀なくされている被災農家等に対し、受入れ可能な農山漁村地域の農地、雇用、住まい等の情報提供を行うとともに、やむを得ず移転を希望する被災農家等と受入れ地域とのマッチング等のきめ細やかな支援を実施した。

平成26年度予算額 18百万円

(6) 福島農業基盤復旧再生計画調査

避難指示区域等において、農地・農業用施設の被災状況調査や除染の工程を考慮した農業基盤の復旧・整備方針の検討等をするための予算を措置した。

平成26年度予算額 800百万円

(7) ため池等汚染拡散防止対策実証事業

ため池等の農業水利施設における水質・底質の放射性物質のモニタリングを行い、放射性物質の分布と動態を把握するとともに、ため池等の農業水利施設からの放射性物質の拡散を防止する汚染拡散防止対策技術を実証するための予算を措置した。

平成26年度予算額 2,200百万円

第2節 農山漁村及び中山間地域等の振興

1 農山漁村の振興

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であり、そのような場で農業が営まれていることにより、農業

の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農業が食料その他の農産物の供給の機能及びそれ以外の多面的機能を適切かつ十分に発揮できるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、農村の振興が図られなければならない。

一方、農村の現状は、農家人口の減少と混住化が進んでおり、さらに、地域産業の経営の厳しさ、過疎化・高齢化の進展等によりその活力が低下している。

このため、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進し、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよいアメニティに満ちた農村とするため、農業生産基盤の整備と交通、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進し、必要な施策を実施した。

また、都市と農村との交流等を通じた農山漁村の活性化については、「都市農村共生・対流総合対策交付金」によりグリーン・ツーリズムや子ども農山漁村交流プロジェクトなど食をはじめとする豊かな地域資源を活かした地域の手作り活動（全国324地区）を支援した。

2 中山間地域等の振興

中山間地域は、農家数、耕地面積、農業産出額とも全国の約4割を占め、我が国農業の重要な部分を担うとともに、国土・自然環境の保全、保健休養の場の提供等多面的機能の発揮の面からも大きな役割を果たしている。

しかしながら、中山間地域は、傾斜地が多く、まとまった農地が少ないなどの制約があり、規模拡大が困難な上、定住条件の整備が立ち遅れており、農業者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加などの厳しい実情にある。

このような中山間地域の活性化を図るため、地域の基幹産業である農業の振興を図るとともに、多様な就業機会の確保、更には都市地域に比べて立ち遅れている生活環境の整備を図っているところである。

具体的には、農業生産活動を維持するための中山間地域等直接支払制度など、各種の施策を実施することにより、中山間地域の活性化に努めている。

(1) 中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等は、河川の上流域に位置し、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、前述のように、中山間地域等は、人口減少や高齢化が

進行する中、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、平成12年度より中山間地域等直接支払交付金を実施している。

第1期対策（平成12年度～平成16年度）、第2期対策（平成17年度～平成21年度）を経て、平成22年度からは第3期対策（～平成26年度）を開始し、高齢化にも配慮したより取り組みやすい仕組みに見直すとともに、平成23年度からは離島の平地等の条件不利地を対象に制度を拡充した。

ア 対象地域及び対象農用地

特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法等の指定地域及び都道府県知事が指定する地域内の農用地区域内に存する、(ア)～(オ)の要件に該当する1ha以上の一団の農用地

(ア) 急傾斜農用地

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 草地比率の高い地域の草地

(エ) 緩傾斜農用地又は高齢化率・耕作放棄率の高い農地で市町村長が必要と認める農用地

(オ) 都道府県知事が定める基準に該当する農用地

イ 対象者及び交付額

対象農用地において集落協定等に基づき5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、対象農用地面積に、地目及び区分毎の交付単価を乗じた額を交付する。

ウ 事業実施主体等

(ア) 事業実施主体 地方公共団体

(イ) 予算額 28,090,000千円

また、第3期対策の取組の維持・拡大を図るため、都道府県が行う市町村への普及指導や、市町村が行う第3期対策の趣旨徹底のための集落説明会、実施状況の確認等、本制度の適正かつ円滑な実施を促進するために必要な経費を助成する中山間地域等直接支払推進交付金を都道府県及び市町村に対して交付した（予算額383,607千円）。

エ 実施状況

平成26年度の実施状況については、第3期対策の最終年度であることから、本制度に取り組み協定数、交付面積ともにほぼ前年度並みであった。

協定数 28,078（対前年 77増）

交付面積 68.7万 ha（対前年 376ha 増）

3 特定地域の振興

(1) 山村振興対策

山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づき指定された振興山村（734市町村（平成26年4月1日現在））において、生産基盤と生活環境の整備、地球温暖化防止等に向けた森林の整備等の公共事業や、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の非公共事業を実施した。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じているほか、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度や農林漁業振興のための株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付制度等を措置した。

(2) 特殊土壌地帯対策

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）に基づき指定された特殊土壌地帯（14県254市町村（平成26年4月1日現在））の対策として、国土交通省や総務省等とともに治山、治水、農用地整備等の各種施策を実施している。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じた。

(3) 過疎地域対策

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づき指定された過疎地域（797市町村（平成26年4月1日現在））において、生産基盤と生活環境の整備、地球温暖化防止等に向けた森林の整備等の公共事業や、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に基づく事業を実施している。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じているほか、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度や農林漁業振興のための株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付制度を措置した。

(4) 豪雪地帯対策

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づき指定された豪雪地帯（532地域（平成26年4月1日現在））において、地域産業の振興や国土保全施設の整備のための事業を実施した。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じた。

(5) 半島振興対策

半島振興法（昭和60年法律第63号）に基づき指定された半島振興対策実施地域（23地域（平成26年4月1日現在））において、生産基盤と生活環境の整備の公共事業や、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の非公共事業を実施している。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じているほか、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度を措置した。

(6) 離島振興対策

離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づき指定された離島振興対策実施地域（78地域260島（平成26年4月1日現在））において、国土保全関係、生産基盤整備の公共事業や、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、離島漁業再生支援交付金等の非公共事業を実施した。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じた。

(7) 奄美群島振興対策

奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく奄美群島（12市町村（平成26年4月1日現在））に対し、国土保全関係、生産基盤整備の公共事業や、さとうきび生産対策、植物防疫対策（特殊病害虫特別防除等）、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の非公共事業を実施した。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じた。

4 多面的機能支払交付金

農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有している。しかしながら、農村地域の高齢化や人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている農業・農村の多面的機能の発揮に支障が生じつつある。このため、多面的機能の発揮のための地域の共同活動を支援することを目的に、平成26年度に新たに多面的機能支払交付金を創設した。

(1) 農地維持支払交付金

水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的な保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援している。

平成26年度は、約196万 ha の農用地を対象に、約2万5千組織が取組を実施した。

ア 対象農用地

農振農用地及び地方公共団体が多面的機能の維持

の観点から必要と認める農用地

イ 対象者

農業のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

ウ 補助率 定額

エ 予算額 45,299百万円の内数

(2) 資源向上支払交付金

水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的向上を図る活動、施設の長寿命化のための活動を支援している。

平成26年度は、約179万 ha の農用地を対象に、約2万1千組織が取組を実施した。

ア 対象農用地

農振農用地

イ 対象者

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

ウ 補助率 定額

エ 予算額 45,299百万円の内数

また、多面的機能支払交付金が広く国民の理解を得て、農業・農村の有する多面的機能を適切に発揮させるためには、実施に当たって、本交付金の趣旨の徹底、明確かつ合理的・客観的基準に基づく要件の設定、対象活動の実施状況の確認等が行われることが重要である。

このような観点から、多面的機能支払推進交付金により、都道府県、市町村及び地域協議会が行う交付金の交付等を適正かつ円滑に実施するために必要な経費を支援した（予算額 2,952百万円）

5 都市農村共生・対流総合対策交付金等

(1) 都市農村共生・対流総合対策交付金

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用しながら、都市と農山漁村の共生・対流を強力に推進し、農山漁村における所得や雇用の増大により地域活性化と地域コミュニティの再生を図るため、平成25年度から新たに都市農村共生・対流総合対策交付金を創設し、国が直接交付した。

ア 集落連携推進対策

中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用したグリーン・ツーリズム、子どもから社会人までを対象とした農山漁村の体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を支援した。

- (ア) 事業実施主体 地域協議会等
- (イ) 交付率 定額（1地区あたり上限800万円等）

(ウ) 予算額 2,100,000千円の内数

イ 人材活用対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組を支援した。

- (ア) 事業実施主体 地域協議会等
- (イ) 交付率 定額（1地区当たり250万円）
- (ウ) 予算額 2,100,000千円の内数

ウ 施設整備対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等を支援した。

- (ア) 事業実施主体 地域協議会等
- (イ) 交付率 1/2等（1地区当たり上限2,000万円等）

(ウ) 予算額 2,100,000千円の内数

エ 広域ネットワーク推進対策

都市と農山漁村の共生・対流を広域的に推進するため、全国及び都道府県単位で人と情報のネットワークを構築し、関係省庁の連携の下、都市と農山漁村のニーズのマッチング、アドバイザー等の派遣、情報の受発信等の取組を支援した。

- (ア) 事業実施主体 都道府県等
- (イ) 交付率 定額
- (ウ) 予算額 2,100,000千円の内数

(2) 「農」のある暮らしづくり交付金

社会の高齢化・成熟化が進み国民の意識が多様化する中、都市で暮らす人々の中では、「農」のある暮らしを楽しみたいとのニーズが増加している。また、東日本大震災を経て、地震、水害等の防災の観点からも都市農地を維持・活用すべきとの主張が拡大している。このような要請を踏まえ、平成25年度から新たに「農」のある暮らしづくり交付金を創設し、都市及びその近接地域において、ソフト事業・ハード事業の両面から「農」を楽しめる暮らしづくりを支援した。

ア 「農」のある暮らしづくり推進対策

都市の住民が「農」と触れあう機会を増やしていくため、住民、NPO、農業者等が取り組む多様な活動や付随する簡易な施設の整備を支援した。

- (ア) 事業実施主体 民間団体等
- (イ) 交付率 定額（1地区当たり上限400万円）

- (ウ) 予算額 580,000千円の内数
- イ 「農」のある暮らしづくり整備対策

「農」を楽しめる暮らしづくりに必要な①市民が多様な目的で「農」と関わるための施設（市民農園、屋上・河川敷菜園、障害者雇用農園等）、②地元産農産物の生産・加工・流通を促進するための施設、③「農」の持つ公益的機能を維持増進するための施設等について、その整備に要する経費を支援した。

- (ア) 事業実施主体 農園開設予定者等
- (イ) 交付率 1/2以内
- (ウ) 予算額 580,000千円の内数

エ 「農」のある暮らしづくり支援対策

「農」を楽しめる暮らしづくりを全国で推進するため、専門家の派遣、都市農業関係情報の整備、効果的な情報提供手法の開発等の活動を支援した。

- (ア) 事業実施主体 民間団体等
- (イ) 交付率 定額（1件当たり上限1,000万円）
- (ウ) 予算額 580,000千円の内数

(3) ディスカバー農山漁村（むら）の宝

「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、地域活性化等に取り組んでいる優良事例を選定して全国へ発信することを通じて他地域への横展開を図ることが明記されたことを受け、各地域に埋もれている「宝」を発掘・発信する取組（「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」）を、官邸と連携しつつ実施した。平成26年度には251団体から応募があり、優良事例として23団体を選定した。

第3節 優良農地の確保と計画的な土地利用の推進

1 農業振興地域の整備に関する法律

国土資源の合理的利用の観点から土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意しつつ、農業の近代化に必要な条件を備えた農業振興地域を保全・形成し、当該農業振興地域について農業に関する施策を計画的に推進するため「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）が昭和44年9月に施行され、農業振興地域制度が発足した。その後、

- ① 昭和50年には、農業振興地域における土地の計画的・効率的な利用を一層促進するために農振法の一部が改正され、同年7月に施行された。
- ② 昭和59年には、土地利用型農業の生産性向上を中心とする構造政策の推進による農業の体質強化

と、活力ある農村地域社会の形成とを同時並行的に推進するために農振法の一部が改正され、同年12月に施行された。

- ③ 平成11年には、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を良好な状態で確保する等の観点から農振法の一部が改正され、平成12年3月に施行された。
- ④ 平成17年には、農業振興地域整備計画の透明性を一層向上させる観点から農振法の一部が改正され、同年9月に施行された。
- ⑤ 平成21年には、国内の農業生産の重要な基盤である農地について、優良な状態で確保し、最大限に利用される観点から農地法等の一部を改正する法律により農振法の一部が改正され、同年12月に施行された。

(1) 農用地等の確保等に関する基本指針の策定

農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）は、平成11年の農振法の改正により農林水産大臣が定めることとされ、平成12年3月17日に農用地等の確保に関する基本的な方向のほか、農業振興地域の指定の基準等が定められた。その後、

- ① 平成17年3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」を受けて、同年11月15日に基本指針の一部が変更された。
- ② 平成21年の農振法の改正により、国の確保すべき農用地等の面積の目標を定めることとなり、平成22年3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」を受けて、同年6月11日に基本指針の一部を変更し、国の確保すべき農用地等の面積の目標（平成32年415万 ha）を定めた。

なお、平成25年12月1日時点で406万 ha となっている。

(2) 農業振興地域整備基本方針の作成

農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」という。）は、農振法が施行された後、都道府県において、直ちに策定作業に着手し、昭和45年度までに農林水産大臣の承認を受けて定められた（沖縄県は昭和47年度）。その後、

- ① 都道府県は、経済事情の変更や農業振興地域の予定地域の指定の変更等に応じて基本方針の変更を行った。
- ② 平成22年6月の基本指針の変更を受けて、すべての都道府県において基本方針が変更され、確保すべき農用地等の面積の目標が定められた。

(3) 農業振興地域整備計画の策定

農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」と

いう。）は優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するために市町村が策定し、その中でおおむね10年を見通した農用地等として利用すべき土地を農用地区域（農用地利用計画）に設定するものとされている。

農業振興地域整備計画が策定されている市町村は、1,599（平成25年12月1日時点）となっている。

(4) 国の補助事業等の集中実施と税制上の優遇措置

ア 国の補助事業等の集中実施

市町村整備計画の達成を図るため、土地の農業上の利用条件の改善のための整備及び土地の農業上の開発整備に関する事業、農業生産の近代化に必要な施設の整備に関する事業並びに農地の保有合理化に関する事業については、農用地区域を対象として実施するものとされている。また農村生活環境の整備に関する事業、農産物の広域的流通加工施設の整備に関する事業等、農業振興地域の一体的整備を図るものについては、農業振興地域を対象として実施するものとされている。

イ 制度上の優遇措置

農振法の規定により、個人や法人が所有する土地の譲渡しに係る税制上の特例措置が設けられており、

- ① 農用地区域内の土地が指定した用途に供されていない場合に行われる市町村長の勧告に係る協議、都道府県知事の調停及び農業委員会のあっせんにより農地等が譲渡された場合の譲渡所得の特別控除
- ② 農振法に基づく交換分合により土地等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例や不動産取得税の軽減
- ③ 農用地区域等における土地等の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例等がある。

2 農地転用の状況

農地及び採草放牧地の転用面積は、農地の権利移動・借賃等調査（平成21年以前は土地管理情報収集分析調査）によると、昭和48年をピーク（67,720ha）に昭和49、50年に大幅な減少に転じ、昭和51年以降はほぼ横ばい（3万 ha 前後）で推移してきたが、平成13年は農地法第4、5条許可・届出、農地法第4、5条該当以外及び農業経営基盤強化促進法該当とも前年を下回り、農地転用面積では初めて2万 ha を下回った。平成25年には、1万3,817ha（対前年比115.2%）、採草放牧地では42.6ha となっている。

(1) 用途別の農地転用面積

平成25年における農地転用面積の用途別構成をみると、「住宅用地」(32.8%)、「駐車場・資材置場」(14.1%)、「工・鉱業用地」(7.2%)、植林(5.0%)で、これら四者で全体の59.1%を占める。

(2) 転用主体別の農地転用面積

平成25年における農地転用面積を転用主体別にみると、全体では「その他の法人・団体※」(36.6%)、「農家以外の個人」(28.6%)、「農家」(22.0%)でほとんど(計87.2%)を占めているが、このうち、農地法第4、5条該当以外(農業経営基盤強化促進法該当を除く)では「地方公共団体」(36.4%)、「農家」(26.9%)、「農家以外の個人」(21.9%)となっている。

(注) ※は、地方公共団体・農協・農業生産法人以外の法人・団体をさす。

3 荒廃農地の再生利用

(1) 耕作放棄地等の状況

高齢化の進展、労働力不足等に伴い耕作放棄地は増加している。農林業センサスにおいて農地所有者の自己申告により把握された主観ベースの耕作放棄地面積は、昭和50年には13万1千haであったものが、平成22年の時点で39万6千haへと増加している。また、これらの耕作放棄地のうち、21万4千haは農家に所有され、18万2千haは土地持ち非農家により所有されているが、土地持ち非農家に所有される耕作放棄地面積は30年間で6倍となっており、耕作放棄地増加の大きな原因となっている。

一方、市町村・農業委員会の現地調査により把握された客観ベースの荒廃農地面積は、平成25年で27.3万haとなっている。このうち、「農地として再生利用が可能な荒廃農地」は13.8万haであり、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」は13.5万haである。

(2) 荒廃農地の再生利用に向けた取組

このような状況を踏まえ、平成21年度に創設した耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を中心として、荒廃農地を再生利用するため地域の取組を総合的に支援している。

平成25年荒廃農地に関する調査によると、新たな荒廃農地の発生がみられる一方で、約1万5千haの荒廃農地が再生されている。

第4節 農業農村整備事業等の推進

1 概説

(1) 農業農村整備事業実施概要

平成22年3月に閣議決定した食料・農業・農村基本計画において、農業生産基盤の保全管理と整備は、我が国の農業生産力を支える重要な役割を担うものであるとし、基幹水利施設の戦略的な保全管理や、食料自給率の向上等に資する基盤整備の推進等に取り組むこととしているところである。このため、平成26年度においては、農業水利施設の更新・保全管理や農地の大区画化、排水対策等を推進している。

(2) 土地改良長期計画

土地改良長期計画について、農業の体質強化と東日本大震災からの復旧・復興等に対応した新たな政策展開に資するため、1年前倒しで見直しを実施し、平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間とする新たな土地改良長期計画が平成24年3月30日に閣議決定された。

本計画においては、農業の生産基盤である農業用水と農地、すなわち「水と土」を再生し、将来に向け役割を増大するよう創造していくことが食料・農業・農村の中長期的な発展と安定のために不可欠であるという考えの下、本計画の基本理念を「食を支える水と土の再生・創造」とし、取り組んでいくべき政策課題を、①農を強くする(地域全体としての食料生産の体質強化)、②国土を守る(震災復興、防災・減災力の強化と多面的機能の発揮)、③地域を育む(農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生)としている。

本計画において掲げている7つの政策目標の概要並びに目指す主な成果及び事業量は以下のとおりである。

ア 農を「強くする」－地域全体としての食料生産の体質強化－(政策課題Ⅰ)

(ア) 農地の大区画化・汎用化等による農業の体質強化(政策目標1)

農地の大区画化・汎用化については、人・農地プラン(地域農業マスタープラン)等に位置付けられた地域の中心となる経営体への農地集積を加速化するための整備に重点化して推進する。その際、水田の畦畔除去による区画拡大等の整備については、農業者の自力施工等も活用して促進する。

また、経営の複合化や多角化等に取り組んでい

る意欲ある経営体の支援を行うとともに、関連施策との連携により、6次産業化の取組を推進する。

a 目指す主な成果

- ・農業生産基盤の整備を実施した地区において、面的集積を図りつつ、地域の中心となる経営体への農地集積率を約8割以上に向上（重点指標）
- ・農業生産基盤の整備を実施した地区において、大区画ほ場の割合を約7割以上に向上
- ・水稲と畑作物の選択的作付を可能とする農業生産基盤の整備を実施した地区において、耕地利用率を108%以上に向上するとともに、麦・大豆の作付率を17%以上に向上
- ・農業基盤整備を契機として地域の中心となる経営体を育成・確保するため、新たに農業生産法人を約300法人設立するとともに、6次産業化の取組を推進した地区を約5割以上に向上

b 事業量

- ・畦畔除去等による区画拡大も含めた農地の大区画化の整備を約20万 ha で実施
- ・約16万 ha の水田において、区画整理や暗渠排水等の整備による水田の汎用化を実施
 - このうち約10万 ha の整備済水田において暗渠排水を整備
 - このうち地下水位制御システムを1.0万 ha に導入
- ・畑地約2.1万 ha において区画整理や土層・土壌改良等を実施
- ・畑地の農業用排水施設の整備を約1.6万 ha で実施

(イ) 農地・水等の生産資源の適切な保全管理と有効利用による食料供給力の確保（政策目標2）

近年、基幹的水利施設の老朽化が進行している一方、国や地方の財政状況が逼迫していることから、施設の効率的な保全・整備を行う必要がある。このため、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的保全管理を推進する。

また、耕作放棄地の発生防止・解消を図るため、基盤整備を通じた再生利用や農地・水保全管理支払による地域共同活動等により、良好な営農条件を備えた農地の確保と有効利用を推進する。

a 目指す主な成果

- ・基幹的農業用排水施設の機能診断済みの割合（再建設費ベース）（重点指標）

約4割（H22）→約7割（H28）

- ・国が造成した基幹的農業用排水施設における機能保全計画の策定率（再建設費ベース）

約4割（H22）→約8割（H28）

- ・戦略的保全管理による国営造成土地改良施設の更新等費用を約3割低減
- ・農地、農業用水等の保全・整備により、約360万 ha において優良農地を維持

b 事業量

- ・基幹的農業用排水施設について、約1.3万 km の農業用排水路と機場等約1,400箇所の施設について機能診断を実施
- ・約6,000km の農業用排水路、用排水機場等約400箇所の施設について機能保全計画を策定
- ・約200万 ha の農地において農地、農業用水等の保全管理に係る協定に基づく地域共同活動により適切な保全管理を実施
- ・約4万 ha の耕作放棄地を解消

イ 国土を「守る」－震災復興、防災・減災力の強化と多面的機能の発揮－（政策課題Ⅱ）

(ア) 被災地域の災害に強い新たな食料供給基地としての再生・復興（政策目標3）

震災の被災地域において、市町村の復興計画等に基づき、農地・農業用施設の災害復旧を着実に推進する。津波被災農地について、概ね3年以内の営農再開、基幹的農業水利施設等の復旧については概ね5年での完了を目指す。

a 目指す主な成果

- ・復興マスタープランに基づき、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県において平成26年度までに農地約1.9万 ha（警戒区域等を除くおおむね全ての農地）での営農再開を可能とする（重点指標）

(イ) ハード・ソフト一体となった総合的な災害対策の推進による災害に強い農村社会の形成（政策目標4）

近年の自然災害の頻発化に対処するため、防災・減災対策を推進する。老朽化が進行しているため池等に対し、耐震強化を含めた堤体の改修・補強等のハード整備と併せ、ハザードマップの整備など減災対策を推進する。また、被災によりライフライン等への影響が極めて大きい重要構造物を対象に、レベル2地震動に対する耐震設計・照査等

を推進する。

a 目指す主な成果

- ・約10万 ha 以上の農地において、老朽化したため池の整備や排水機場の改修等により湛水被害等のおそれを解消（重点指標）
- ・ハザードマップの整備等のため池の減災対策により、災害リスクが軽減される農業集落戸数

約15万戸（H22）→約29万戸（H28）

- ・国営造成土地改良施設における重要構造物の耐震設計・照査の実施率

約2割（H23）→約6割（H28）

b 事業量

- ・各種防災事業を約2,600地区で総合的に推進
- ・ハザードマップの作成等の減災対策を実施するためため池数約2,300箇所
- ・国営造成土地改良施設における耐震設計・照査を約130箇所で行実施

(ウ) 農地の整備、安定的な水利システムの維持や農村環境の保全等による農業・農村の多面的機能の発揮（政策目標5）

農業・農村は、健全な農業生産活動を通じて、国土保全や水源のかん養等の多面的機能を発揮していることから、耕作放棄地対策等による優良農地の確保や美しい農村環境の保全・創出等を推進する。

a 目指す主な成果

- ・基幹的農業用排水施設の機能診断済みの割合（再建設費ベース）（再掲）

約4割（H22）→約7割（H28）

- ・国が造成した基幹的農業用排水施設における機能保全計画の策定率（再建設費ベース）（再掲）

約4割（H22）→約8割（H28）

- ・戦略的保全管理による国営造成土地改良施設の更新等費用を約3割低減（再掲）
- ・農地、農業用水等の保全・整備により、約360万 ha において優良農地を維持（再掲）
- ・約10万 ha 以上の農地において、老朽化したため池の整備や排水機場の改修等により湛水被害等のおそれを解消（再掲）
- ・農業生産基盤の整備において農村環境の創造に着手

約1,700地域（H22）→約2,200地域（H28）

このうち生物多様性に配慮した生態系のネットワークの保全の推進

約900地域（H22）→約1,300地域（H28）

このうち農村地域における良好な景観の保全・創出

約90地域（H22）→約130地域（H28）

b 事業量

- ・基幹的農業用排水施設について、約1.3万 km の農業用排水路と機場等約1,400箇所の施設について機能診断を実施（再掲）
- ・約6,000km の農業用排水路、用排水機場等約400箇所の施設について機能保全計画を策定（再掲）
- ・約200万 ha の農地において農地、農業用水等の保全管理に係る協定に基づく地域共同活動により適切な保全管理を実施（再掲）
- ・約4万 ha の耕作放棄地を解消（再掲）
- ・各種防災事業を約2,600地区で総合的に推進（再掲）
- ・美しい農村環境の再生・創造に向けた整備を約730箇所で行実施

このうち生態系のネットワークの保全に向けた整備を約520箇所で行実施

このうち農村地域における良好な景観の保全・創出に向けた整備を約50箇所で行実施

ウ 地域を「育む」－農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生－（政策課題Ⅲ）

(ア) 地域の主体性・協働力を活かした地域資源の適切な保全管理・整備（政策目標6）

農地・水保全管理支払等の活動で培われてきた地域の自主性や農村協働力等を活用しつつ、多様な主体の参画により、広域的な保全管理を担う体制の整備を推進する。また、こうした体制による活動の拡大・定着を図るため、水路等の長寿命化のための補修・更新等の高度な取組を促進する。

a 目指す主な成果

- ・農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る集落等の地域が主体となった地域共同活動への延べ参加者数が約1,000万人・団体（重点指標）
- ・地域が主体となった地域資源の総合的な管理体制を1,300地域において整備
- ・地域共同による農地・農業用水等の保全管理の取組面積のうち、農業用排水施設の長寿命化等の高度な活動に取り組む面積の割合を約3割に向上
- ・農業農村整備事業等における直営施工に延べ約8万人が参加

- b 事業量
- ・協定に基づく地域共同活動により、約200万 ha の農地において適切な保全管理を実施
 - ・農地約40万 ha、水路約8.0万 km、農道約4.6万 km において、地域が主体となった地域資源の総合的な管理を実施
 - ・多様な主体が工事の施工に直接参加する直営施工を延べ約1,000地区において実施

(イ) 小水力発電等の自立・分散型エネルギーシステムへの移行と美しい農村環境の再生・創造（政策目標7）

自立・分散型エネルギーシステムへの移行に向け、小水力、太陽光など農村の地域資源の潜在力を活用した再生可能エネルギーの生産及び利用を促進する。

また、農業・農村がもたらす美しい自然環境を次世代に継承し、多面的機能による便益を国民が広く享受できるよう、豊かな生態系とそのネットワークの保全・再生、良好な景観の形成を推進する。

農村地域の健全な水循環の維持と農村における良好な生活環境を確保するため、農業集落排水施設の整備等を推進する。

a 目指す主な成果

- ・小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成を約1,000地域で着手（重点指標）
- ・農業生産基盤の整備において農村環境の創造に着手（再掲）
 - 約1,700地域（H22）→約2,200地域（H28）
 - このうち生物多様性に配慮した生態系のネットワークの保全の推進（再掲）
 - 約900地域（H22）→約1,300地域（H28）
 - このうち農村地域における良好な景観の保全・創出（再掲）
 - 約90地域（H22）→約130地域（H28）
- ・農業集落排水汚泥のリサイクル率
 - 約64%（H22）→約70%（H28）
- ・農業集落排水処理人口普及率
 - 約68%（H21）→約76%（H28）

b 事業量

- ・美しい農村環境の再生・創造に向けた整備を約730箇所で行った（再掲）
 - このうち生態系のネットワークの保全に向けた整備を約520箇所で行った（再掲）
 - このうち農村地域における良好な景観の保

全・創出に向けた整備を約50箇所で行った（再掲）

- ・農業集落排水汚泥のリサイクルを新たに約370地区で行った
- ・農業集落排水施設の整備を約600地区で行った

2 農業農村整備事業等

(1) 基幹農業用排水施設の整備

ア 事業内容

基幹農業用排水施設の整備は、機能診断に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保するものである。

基幹農業用排水施設の整備を目的とする事業には、国営かんがい排水事業及び都道府県営かんがい排水事業があり、国営事業にあっては、受益面積おおむね3,000ha以上（畑地帯にあっては、1,000ha以上）、都道府県営事業にあっては、受益面積おおむね200ha以上（畑地帯にあっては、100ha以上）にわたる土地の基幹農業用排水施設の整備を行う。国営及び都道府県営事業は、さらに、事業の内容、性格等により予算上区分して実施している。

国営事業の国庫負担率は、農林水産省2/3～70%、北海道・離島75～85%、沖縄90～95%、奄美90%となっている。また、都道府県営事業の国庫負担率は50～80%となっている。

イ 事業実施の状況

基幹農業用排水施設の整備は、国営かんがい排水事業、都道府県営かんがい排水事業及び水資源機構事業に分かれて実施されている。このうち、国営かんがい排水事業の平成26年度事業実施額は1,334億円で、事業種別の実施額及び地区数は表1のとおりである。

(ア) 国営かんがい排水事業

平成26年度における継続地区は農林水産省58地区、北海道30地区、沖縄2地区、計90地区で、これらの地区においては平成25年度に引き続いて事業の推進を図った。そのうち、農林水産省7地区、北海道4地区、計11地区は事業を完了した。

また、平成26年度においては、新たに農林水産省11地区、北海道3地区、沖縄1地区、計15地区の新規着工を行った。

ウ 水資源機構事業

水資源の総合的な開発と利用の合理化を図るため、「水資源開発促進法」（昭和36年法律第217号）に基づいて、水資源開発水系に7水系（利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川及び筑後川）が指

表1 平成26年度基幹農業用排水施設整備の実施状況

事業名	実施額 (千円)	実施地区数														
		農林水産省					北海道					沖縄				
		継続	うち 完了	着工	全計	計	継続	うち 完了	着工	全計	計	継続	うち 完了	着工	全計	計
国営かんがい排水	(130,650,687) 133,436,687	58	(7)	11	3	72	30	(4)	3	1	34	2	(0)	1	0	3

- (注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む。
 2 実施額の上段()は国費、下段は事業費。
 3 完了地区には、次年度から施設機能監視制度へ移行する地区を含む。
 4 「国営かんがい排水」の中には、「国営農業用水再編対策事業」、「特別監視制度」、「国営施設機能保全事業」、「国営施設応急対策事業」等を含む。
 5 「国営かんがい排水」の実施地区数には、施設機能監視分を含まない。

表2 平成26年度国営かんがい排水事業完了地区及び新規地区

事業名	地帯名	完了地区	事業着手地区	新規全体実施設計地区
かんがい排水	農林水産省	両総 中信平二期 阿賀野川用水 西濃用水第二期 筑後川下流白石平野(一期) 筑後川下流白石平野(二期) 曾於北部(二期)	荒川中部 新川流域二期(一期) 湖東平野 岩手山麓(一期) 関川用水(一期) 香川用水二期	信濃川左岸流域
	北海道	道央用水(二期) 札内川第二(二期) 当別 ながかわ	恵庭北島 幌加内【特別監視制度】 新鶴川	
	沖縄		石垣島(一期)	
国営施設機能保全事業	農林水産省		大利根用水 小阪部川 南予用水 大淀川右岸	
国営施設応急対策事業	農林水産省		青蓮寺用水	

定され、その各水系毎に水資源開発基本計画が策定されている。本事業は、水資源開発基本計画及び「独立行政法人水資源機構法」(平成14年法律第182号)に基づき、(独)水資源機構が農業用水等の確保などに資する施設の改築及び管理を一貫して実施するものである。

建設事業(農業用水関係分)においては、平成26年度事業費110億381万円(うち当省補助金額49億4,800万円)をもって、豊川用水二期、両筑平野用水二期及び木曾川右岸施設緊急改築の継続3地区を実施するとともに、新たに利根導水路大規模地震対策及び群馬用水緊急改築の2地区について着工した。

また、管理事業(農業用水関係分)においては、平成26年度事業費107億2,888万円(うち当省補助金額22億1,800万円)をもって、群馬用水、利根導水路、

埼玉合口二期、印旛沼開発、成田用水、北総東部用水、東総用水、霞ヶ浦用水、木曾川用水、三重用水、香川用水、両筑平野用水、筑後川下流用水、愛知用水及び豊川用水の継続15地区の施設の管理を実施した。

(2) 国営農用地再編整備事業

国営農用地再編整備事業は、農業の生産性の向上、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的に、農業における基本的な生産手段である農用地(既耕地)と未墾地を併せた再編整備、農用地の造成等を行うものである。

ア 国営農地再編整備事業

広範にわたる地域を対象とした区画整理と開畑の一体的な実施等の生産基盤整備を通じて、生産性の向上や地域農業の展開方向に即した農業構造の実現、農業的土地利用と非農業的土地利用の整序化を

図るとともに、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的とする。この事業は、平場農業地域を対象とする一般型と中山間地域を対象とする中山間地域型に区分されるが、一般型については、平成12年度に事業制度を廃止した。

イ 国営緊急農地再編整備事業

耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれがある農地が優良農地の一定割合以上発生している広域的な地域において、計画的な生産基盤の整備と併せ、農地の土地利用を計画的に再編し、さらに、担い手への農地の利用集積を進めることにより、緊急的に生産性の向上と耕作放棄地の発生防止による優良農地の確保を図り、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的とする。

平成26年度の実施状況は表3のとおりである。

(3) 特定中山間保全等整備事業

ア 旧緑資源機構の経緯等

旧緑資源機構は、平成11年10月に農用地整備公団の業務を森林開発公団に継承し、緑資源公団と改称して設立され、平成15年10月に独立行政法人緑資源機構となったものであり、農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資するため、水源林造成事業、緑資源幹線林道事業、農用地総合整備事業、特定中山間保全整備事業及び海外農業開発事業等を実施してきた。

旧緑資源機構は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、平成19年度限りで廃止(「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」(平成20年法律第8号))され、その業務の一部は、(独)森林総合研究所及び(独)国際農林水産業研究センターに承継された。

イ 業務内容

旧緑資源機構の廃止に伴い、農業生産基盤整備関係業務を承継した森林総合研究所が、農用地総合整備事業及び特定中山間保全整備事業を実施した。

農用地総合整備事業は、農業的土地資源に恵まれ、農業構造改善の必要があり、外部インパクト等を活用して生産性の高い農業生産地域を形成することが可能な地域において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施するもので(農用地整備面積150ha以上かつ土地改良施設整備の受益面積が1,000ha以上)ある。補助率は、工種毎に内地40%~2/3(北海道40~80%以内)の補助率を基礎とする総合補助率である。

特定中山間保全整備事業は、中山間地域の森林と農用地が混在する地域では、必要な施業が行われていない森林や耕作放棄地が増加しており、森林及び農用地のもつ公益的機能の低下が下流の都市部にも影響することが懸念されていることから、水源林造成の指定地域であって、地勢条件が悪く農業の生産条件が不利な地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の整備を行い、水源かん養をはじめとした公益的機能の維持増進を図るものである。補助率は55%以内(基幹農林道は2/3以内)である。

なお、上記の2事業は、農用地総合整備事業が平成24年度、特定中山間保全整備事業が平成25年度に全ての事業区域が完了したことから廃止されている。

ウ 業務の実施状況

(ア) 特定中山間保全整備事業

平成26年度は平成25年度に実施した区域の補助率差額金を交付しており表4のとおりである。

表4 26年度特定中山間保全整備事業の実施状況

(単位：千円)

事業名	事業費	国費
特定中山間保全整備事業	-	163,802

(4) 土地改良調査計画

平成26年度においては、土地改良事業を計画的かつ

表3 農用地再編整備事業の実施状況

	地区数			計	実施額(千円)	
	継続	うち完了	新規		事業費	国費
国営農地再編整備事業	8	(-)	-	8	12,885,420	12,885,420
農林水産省	-	(-)	-	-	-	-
北海道	8	(-)	-	8	12,885,420	12,885,420
国営緊急農地再編整備事業	4	(-)	3	7	4,279,255	4,279,255
農林水産省	1	(-)	1	2	1,383,085	1,383,085
北海道	3	(-)	2	5	2,896,170	2,896,170

表5 26年度国営地区調査の実施状況

区分	調査費 (単位：千円)	地区数											
		農林水産省				北海道			沖縄				
		継続	着手	計(うち完了)		継続	着手	計(うち完了)		継続	着手	計(うち完了)	
かんがい排水地区	908,589	6	2	8 (4)		2	1	3 (0)		1	0	1 (0)	
総合農地防災地区	213,716	-	1	1 (0)		3	1	4 (2)		-	-	-	
農地再編整備地区	497,685	2	1	3 (2)		6	1	7 (2)		-	-	-	
<<計>>	1,619,990	8	4	12 (7)		11	3	14 (4)		1	0	1 (0)	

円滑に推進するため、国営地区調査及び地域整備方向検討調査等を行うとともに、長寿命化に配慮した更新整備計画や環境・景観配慮のための基本的方針等の策定を行う広域基盤整備計画調査を実施した。

なお、平成26年度に国営地区調査を実施した調査費と地区数は表5のとおりである。

(5) 農地防災事業等

農地防災事業等は、農用地および農業用施設における自然災害の発生を未然に防止し、又は農業用排水の汚濁や農用地の土壤汚染を防止し、もしくは地盤沈下等により低下した農用地・農業用施設の機能回復を図ること等により農業生産の維持および農業経営の安定を図り、併せて国土及び環境の保全に資することを目的に実施する事業であり、「土地改良法」(昭和24年法律第195号)、「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号)等に基づいて計画的に行われている。予算科目は以下のとおりである。

一般会計

(項) 農地等保全事業費

- (目) 総合農地防災事業費
- (目) 地すべり対策事業費
- (目) 農村地域防災減災事業費補助

平成26年度における各事業の実施状況は、表6のとおりである。

(6) 土地改良施設の管理

土地改良事業によって造成された農業水利施設は、農業生産を支える基本的施設であるとともに、生態系や景観の形成などの多面的機能を発揮する重要な社会

共通資本である。

今日、これらの農業水利施設は、ダムなどの基幹施設から末端の農業用排水施設に至るまで膨大なストックを形成していることから、効率的な更新整備や保全管理を充実していくことが重要な課題となっている。

ア 国営造成施設管理事業等

(ア) 直轄管理事業

国営造成施設のうち、特定の施設について国が行う管理事業であり、平成26年度は5地区で実施した。

(イ) 広域農業水利施設総合管理事業

同一水系において複数の国営造成施設を国が一元的に管理する事業であり、平成26年度は1地区で実施した。

(ウ) 国営造成施設水利管理事業

国営造成施設等に係る水利権の更新協議に必要な資料の作成等を行う事業であり、平成26年度は42地区で実施した。

(エ) 国営造成水利施設保全対策指導事業

国営事業により造成された基幹的施設を対象に、機能診断及び機能保全基本計画の策定を国が行う事業であり、平成26年度は422施設で実施した。

(オ) 国営造成水利施設保全対策推進事業

施設の保全に係る権利の設定及び更新を国が行う事業であり、平成26年度は25地区で実施した。

(カ) スtockマネジメント技術高度化事業

表6 26年度農地防災等事業等の実施状況

区分	実施額		地区数				
	事業費 (千円)	国費 (千円)	継続	新規	全計	計	完了
国営総合農地防災事業	18,720,026	18,320,026	13	2	1	16	0
直轄地すべり対策事業	1,473,492	1,473,492	2	0	0	2	0
農村地域防災減災事業	47,782,372	27,367,606	770	422	0	1,192	170
計	67,975,890	47,161,124	785	424	1	1,210	170

ライフサイクルコストを効率的に低減させるため、現場条件に応じた診断技術及び対策工法の適用性の検証を通じてストックマネジメント技術の高度化を図る事業であり、平成26年度は25事務所を実施した。

(キ) 取水量測定自動化学業

農業用水の取水量を正確に把握するため、測定機器、データ転送システムを設置し、取水量データを自動的に収集する体制を整備する事業であり、平成26年度は65地区で実施した。

(ク) 国営造成施設県管理費補助事業

国営造成施設で、都道府県が管理しているダム、頭首工、排水機場及び防潮水門のうち、一定規模以上の施設の管理について国が助成する事業であり、平成26年度は29地区で実施した。

(ケ) 基幹水利施設管理事業

市町村等が土地改良区と連携を図りつつ、公共・公益性の高い基幹的な国営造成施設の管理強化を行う事業であり、平成26年度は301地区で実施した。

イ 土地改良施設技術管理事業等

(ア) 国営造成施設管理体制整備促進事業

国営造成施設の予定管理者である土地改良区等に対して操作技術の習熟を図る操作体制整備と、国営造成施設等を管理する土地改良区等の管理体制整備を行う事業であり、平成26年度は237地区で実施した。

(イ) 基幹水利施設保全管理対策

基幹水利施設の日常管理に携わる施設管理者に対し、ストックマネジメント技術等の習得を支援する事業であり、平成26年度は11地区で実施した。

(ウ) 土地改良施設 PCB 廃棄物処理促進対策事業

土地改良施設に存在する PCB 廃棄物を処理するために必要な収集運搬を行う事業であり、平成26年度は60地区で実施した。

実施状況（26年度）

	予算額（千円）
直轄管理事業	1,162,825
広域農業水利施設総合管理事業	826,136
国営造成施設水利管理事業	381,000
国営造成水利施設保全対策指導事業	2,544,823
国営造成水利施設保全対策推進事業	139,925
ストックマネジメント技術高度化事業	1,274,258
取水量測定自動化学業	90,000
国営造成施設県管理費補助事業	1,310,638

基幹水利施設管理事業	1,929,187
国営造成施設管理体制整備促進事業	2,096,708
基幹水利施設保全管理対策	26,921
土地改良施設 PCB 廃棄物処理促進対策事業	12,000

(7) 農業競争力強化基盤整備事業

本事業は、攻めの農業の実現に向け、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化を推進するため、平成24年度補正予算において創設したものであり、以下の3事業を実施するものである。

① 農業競争力強化基盤整備事業

国営事業等によって形成された大規模農業地区等において、農地の大区画化・汎用化や農業水利施設の整備等を行う。

② 農業基盤整備促進事業

既に農地の区画が整備されている地域等において、畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備、老朽施設の更新等の農業水利施設等の整備を地域の実情に応じて行う。

③ 農業水利施設保全合理化事業

水利用・水管理の効率化・省力化、水利施設の安全性向上を図るため、水路のパイプライン化やゲートの自動化等の合理化整備等を行う。

事業実施主体は都道府県、市町村、土地改良区等で、国の補助率は定額、50%等である。

平成26年度の本事業の実施状況は以下のとおりである。

- ・地区数：2,435（地区）
- ・予算額（国費）：63,140（百万円）

3 農山漁村地域整備交付金

農業農村、森林、水産の各分野でそれぞれ実施してきた農山漁村地域の整備に係る事業を、地域の自主性に基づき総合的、一体的に実施できる交付金として、平成22年度に創設した。

平成26年度は以下の内容で実施した。

(1) 内容

ア 農業農村分野

農用地整備、農業用排水施設整備等

イ 森林分野

予防治山、路網整備等

ウ 水産分野

漁港漁場整備、海岸保全施設整備等

エ 効果促進事業

農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、上記ア、イ、ウと一体となって効果を高めるために必要な事業

表7 平成26年度海岸保全事業の実施状況

区 分	実 施 額		地 区 数			
	事業費 (千円)	国 費 (千円)	継 続	新 規	計	完 了
直轄海岸保全施設整備事業	3,271,086	3,271,086	3	0	3	0
計	3,271,086	3,271,086	3	0	3	0

(2) 実施地区数 5,016 国費 1,172億円

4 海岸事業

海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく、海岸保全施設整備事業により、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から農地を保全するため、堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設の新設、改良等を実施した。海岸を防護し、国土の保全に資するとともに、良好な営農条件を備えた沿岸農地の確保を図るため、海岸保全施設の整備を実施した。平成25年度における海岸保全事業の実施状況は表7のとおりである。

5 災害復旧事業

(1) 概 況

我が国は、気象的、地理的環境から災害が発生しやすい状況にあり、毎年台風、集中豪雨、地震、高潮等の災害が頻発している。これらの災害により、農地の流失・埋没やあるいは河川の堤防、ため池、頭首工の決壊などの被害が生じており、これにより農作物などに莫大な損害を受けているほか、道路、橋梁の流失によって交通が途絶するなど、その被害は単に農地、農業用施設のみにとどまらず国民経済の全般に及び、これらによる有形無形の損失は、計り知れないものがある。

農地及び農業用施設の災害復旧事業は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）、農地保全に係る海岸、海岸保全施設及び地すべり防止施設の災害復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づいて行われ、特に激甚な災害については「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）が適用され地元負担額を軽減するなどの特別の助成措置が行われることになっている。また、国営で施行中の事業等が災害を受けた場合の災害復旧事業は、「土地改良法」（昭和24年法律第195号）第88条に基づいて行われることになっている。

災害復旧事業は、その性質上他の公共事業と比べ、特に迅速な措置が要求されるため緊急に復旧対策を計

画し実施しなければならないことから早期に査定を行い、事業に必要な経費が不足した場合は補正予算等により措置されている。

(2) 新規災害

平成26年に発生した農地、農業用施設及び農地保全に係る海岸、海岸保全施設、地すべり防止施設の被害額は表8のとおりである。

表8 平成26年災被害額

区 分	箇所数	被害額 (千円)
直 轄	1	82,000
農 地	13,819	17,038,210
農 業 用 施 設	10,296	27,229,676
海 岸 保 全 施 設 等	30	1,001,100
計	24,146	45,350,986

このうち、特に被害の大きい災害であった次の災害が激甚災害として指定され、特別の財政措置を行った。○7月30日から8月25日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（9月10日指定 政令第301号）

また、局地的に激甚であった災害については、市町村を単位として政令で激甚災害が指定され、特別の助成措置を行った。

新規発生災害の平成26年度における事業の実施状況は、表9のとおりである。

表9 平成26年度新規発生災害の事業実施状況

区 分	事業費(千円)	国費(千円)
直 轄	76,616	76,616
農 地	6,246,076	5,714,644
農 業 用 施 設	10,510,845	10,077,081
海 岸 保 全 施 設 等	701,044	550,193
計	17,534,581	16,415,469
直 轄	0	0
農 業 用 施 設 関 連	12,469	10,552
農 地 災 害 関 連 区 画 整 備	0	0
災 害 関 連 農 村 生 活 環 境 施 設	180,097	89,283
災 害 関 連 緊 急 地 す べ り	11,062	5,531
特 殊 地 下 壕	15,921	7,960
計	219,549	113,326
合 計	17,754,130	16,528,795

(3) 過 年 災 害

平成25年までに発生した災害に係る農地等の災害復旧事業及び災害関連事業のうち平成25年度に完了しなかったものについても、平成26年度に事業を実施した。

6 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

(1) 事業内容

「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」(平成19年法律第48号)に基づき、市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に向けて、施設整備を中心とした以下のアからオに掲げる総合的な取組について支援した。

- ア 生産基盤及び施設の整備に関する事業
 - イ 生活環境施設の整備に関する事業
 - ウ 地域間交流拠点の整備に関する事業
 - エ その他農林水産省令で定める事業
 - オ アからエの事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務
- 平成26年度予算額 8,390百万円

- (2) 事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等
- (3) 交付率：定額（1/2以内等）
- (4) 地区数：311地区

7 諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門への対応

国営諫早湾干拓事業により造成された潮受堤防排水門の開門について、平成22年12月の福岡高裁判決による「開門義務」と、平成25年11月の長崎地裁の仮処分決定による「開門禁止義務」という2つの相反する義務を負っている。

関連訴訟に適切に対応しつつ、関係者間の接点を探るとともに、開門することとなった場合にも対応できるようにした。

平成26年度予算額 7,636百万円

第5節 土地改良制度等

1 土地改良制度

(1) 土地改良団体の運営等

ア 土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会の設立状況等

(ア) 設立等

平成26年度末における土地改良区及び土地改良区連合の地区数等は表10のとおりである。

表10 土地改良区等の地区数・面積

	土地改良区	同連合	計
前年度地区数	4,795	76	4,871
本年度設立地区数	20	0	20
本年度解散地区数	85	0	85
現在地区数	4,730	76	4,806
のべ面積 (ha)	2,583,795	270,810	2,854,605

また、土地改良事業団体連合会は48団体（全国を含む）である。

イ 水土総合強化推進事業

土地改良区の機能や役割が効率的・効果的に発揮できるよう土地改良区の体制を強化するため、次の事業を実施した。

(ア) 土地改良区基盤強化事業

土地改良区は、土地改良区や地域の実情に即して必要となる組織基盤強化計画の策定や当該計画等を踏まえた合併及び合同事務所の設置を推進するとともに、公募団体は、合併を推進する人材育成のための研修を行うことで、土地改良施設の維持管理体制の再編整備を図った。

(イ) 土地改良施設管理円滑化事業

土地改良施設の円滑かつ適切な管理を図るため、公募団体が、整備補修事例の検討を実施した。また、道府県土地改良事業団体連合会が、土地改良施設の診断・管理指導、土地改良事業に関する苦情・紛争等の対策、非補助土地改良事業の推進に関する助言・指導等を実施した。

(ウ) 土地改良換地等強化事業

換地事務の適正かつ円滑な推進を図るため、公募団体及び道府県土地改良事業団体連合会が、換地に関する異議紛争の早期解決及び未然防止を図るための助言・指導等を実施した。また、農用地の利用集積の推進を図るため、道府県土地改良事業団体連合会は、農地利用集積に関する指導を実施した。

(エ) 技術力向上事業

農業農村整備事業に関する基礎的、専門的知識の習得を図るため、道府県土地改良事業団体連合会が、土地改良区の役職員等に対して農業農村整備事業に関する技術実践研修を実施した。

なお、平成26年度は、312百万円を計上し、上記(ア)～(エ)の各事業に対し助成を行った。

ウ 土地改良施設維持管理適正化事業

近年、土地改良事業の実施に伴い、土地改良施設の整備が急速に進展し、造成された施設も大幅に増

加してきており、その整備補修が極めて重要な課題となっている。土地改良施設の整備補修は、本来、土地改良区等土地改良施設の管理者自らが行うべきであるが、近年における農村環境等の大きな変化に即応した対策が必ずしも円滑に行われていないのが現状である。

このような実情にかんがみ、全国土地改良事業団体連合会に土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的な整備補修を行う「土地改良施設維持管理適正化事業」を実施し、土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識の昂揚と、土地改良施設の機能の維持と耐用年数の確保に努めた。

また、農地の利用形態に応じ、当該地域の土地改良区が管理する施設についての整備改善計画を策定し、その計画に定められた「施設改善対策事業」を実施した。

なお、平成26年度の実施状況は、表11のとおりである。

表11 土地改良施設維持管理適正化事業の実施状況

	(単位：百万円)	
	平成25年度	平成26年度
年間総事業費	10,079	10,076
国庫補助額	3,024	3,023

(2) 農用地等集団化

ア 換地処分の事前調整及び交換分合の実施

分散した農用地の集団化を図り、土地条件を整備することは農業の生産性の向上と農業構造の改善を図る上で極めて重要であるため、土地改良法に基づく区画整理等に伴う換地処分の事前調整及び農業委員会等が行う交換分合に対して助成を行った。

イ 平成26年度助成額

平成26年度には、35,627百万円の内数（農業競争力強化基盤整備事業）及び8,390百万円の内数（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）を計上して上記アを行った。

(3) 土地改良財産の管理及び処分

国営土地改良事業で造成した施設等(土地改良財産)については、土地改良法第94条の規定により農林水産大臣がこれを管理し処分することとなっている。

この場合において、その管理は原則として土地改良区等に委託することとしており、26年度末までに土地改良財産を管理委託した実績は、表12のとおりである。

表12 管理委託実績（26年度末）

国営土地改良事業完了	
地区数	1,190地区
管理委託済施設数	
ダム、頭首工、揚水機場等	1,468施設
水路、道路	17,550km

(4) 融資関係

ア 農業基盤整備資金（耕地）

本資金は、農業の生産力の増大及び生産性の向上を図るための農業生産基盤の整備や農村環境基盤の整備を図るための長期・低利の資金である。

株式会社日本政策金融公庫の平成26年度貸付実績額は5,828百万円、また、沖縄振興開発金融公庫の同年度貸付実績額は642万円である。

イ 担い手育成農地集積資金

本資金は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対し農用地の利用集積が図られる特定の土地改良事業の実施に必要な費用の一部を土地改良区等に無利子で貸し付ける資金である。

株式会社日本政策金融公庫の平成26年度貸付実績額は6,006百万円、また、沖縄振興開発金融公庫の同年度貸付実績はない。

(5) 農家負担金軽減支援対策事業

本事業は、土地改良事業等の農家負担金の償還が困難な地区に対し、利子助成、利子補給等を行うことにより、農家負担金の軽減措置を講じるため以下の事業を実施しているものである。

ア 土地改良負担金償還平準化事業

本事業は、一定の要件を満たす地区において、負担金の水準が一定以上の期間について、その一定額（平準化目標額）を超える部分を土地改良区等が融資機関から資金を借り入れて後年に繰り延べることにより償還の平準化を図る場合に、借入利率が無利子となるよう利子補給するものである。

平成26年度末現在で、814地区認定している。

イ 特別型国営事業計画償還助成事業

本事業は、農家等の負担分について財投資金を借り入れている特別型の国営土地改良事業地区等のうち、負担金の円滑な償還が困難となっている地区を対象に、償還時における利息の一部の助成を行うものである。

平成26年度末現在で、61地区認定している。

ウ 担い手育成支援事業

本事業は、一定の要件を満たす担い手への農用地利用集積に積極的に取り組む地区に対して、負担金

の水準が一定以上の期間について、負担金の償還利率が2.0%を超える利子相当額を土地改良区等に対し助成するものである。

平成26年度末現在で、1,691地区認定している。

エ 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業
本事業は、水田・畑作経営所得安定対策の導入など力強い農業構造の実現に向けた農政改革に則し、農業の担い手への農用地の利用集積率が増加することが確実と見込まれる場合に、土地改良区等が負担する額の6分の5に相当する額を無利子で貸付けを行うものである。

平成26年度末現在で、464地区認定している。

オ 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業
本事業は、土地改良区等に対して、一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る被災年度の負担金の償還利息に相当する額を助成するものである。

平成26年度末現在で、34地区認定している。

カ 経営安定対策基盤整備緊急支援事業
本事業は、土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区であって、農地利用集積の増加等が見込まれる地域に対して、当該年度の償還利息に相当する額を助成するものである。

平成26年度末現在で、406地区認定している。

2 農業水利関係

河川法に基づく水利使用に関する協議

国土交通大臣は、水利使用に関する河川法第23条、第24条及び第26条第1項の許可又は第34条第1項の承認に係る申請に対する処分をしようとするときは、河川法第35条第1項の規定に基づき関係行政機関の長に協議しなければならない。

これにより、国土交通大臣は、最大取水量が毎秒1.0m³以上又はかんがい面積が300ha以上のかんがいのための水利使用に係る許可、認可の処分をしようとするときには、農林水産大臣に協議するものである。最近の協議件数は表13のとおりである。

表13 河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する処分の協議件数

年度	かんがい	発電	計
17	12	1	13
18	20	1	21
19	29	1	30
20	31	1	32
21	67	2	69
22	116	4	120
23	94	4	98
24	152	4	156
25	103	9	112
26	127	5	132

(注) 平成25年度までの発電は、かんがい用水に完全従属する小水力発電の水利使用の件数である。

(注) 平成26年度以降の発電は、登録制度に移行したことから登録申請された件数を計上している。